

達成像2で
実現したい姿

アンリツの姿	アンリツは、グローバル展開において、各地域の文化や特性と調和した事業活動を行い、サプライチェーン全体で社会的責任を果たしている。
社員の姿	社員一人ひとりが、コンプライアンスを意識し人権を尊重し、多様な属性・文化・価値観のもとで生き生きと働き、成長している。
社会からの評価	そして、地域に密着した社会貢献活動により、地域・社会との信頼関係を構築している。

コンプライアンスの定着

基本的な考え方

アンリツは倫理・法令遵守はもちろん、社会的要請に適応した健全で誠実な企業行動を推進するため、企業倫理・コンプライアンス推進体制を構築・整備し、グループで働く全員の倫理意識の向上を図るためさまざまな施策を継続的に実施しています。

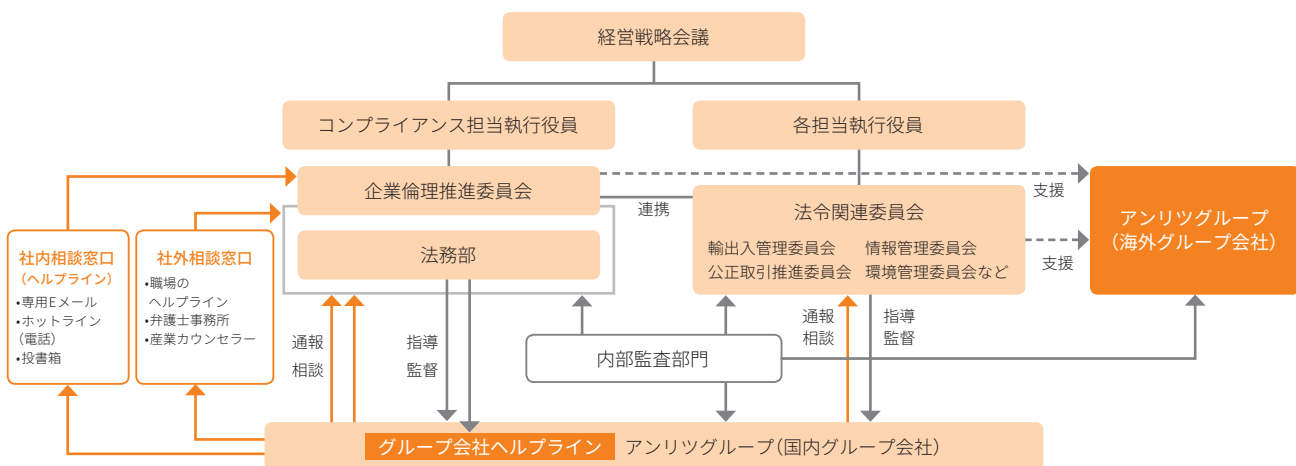
企業の社会的責任を強く自覚し、あらゆる企業活動の場面において法令を遵守し、社会倫理に適した行動を取り、社会の要請に応えることが重要と考えます。そのために、さまざまな企業行動について、具体的な方針（職場におけるハラスメントに関する方針、個人情報保護方針など）を掲げ、不健全で不誠実な企業行動を“しない”、“させない”ことに加え、そのような行動は許さないことを全社員で共有しています。

企業倫理・コンプライアンス推進体制

アンリツの企業倫理・コンプライアンス推進は、経営戦略会議議長である社長が率先垂範しています。そして、コンプライアンス推進の効果的な運用を行うために、コンプライアンス担当執行役員を委員長とした企業倫理推進委員会を置き、国内アンリツグループ各社の企業倫理・コンプライアンス推進活動を統括しています。

また、企業倫理推進委員会および事務局である法務部は、法令に関連する委員会とともに、海外アンリツグループ各社に対し、各国・各地域の法令・文化・慣習などを踏まえた倫理法令遵守を促し、必要な支援を行うとともに海外グループ各社のコンプライアンスに関係する担当者と連携して、グローバルな倫理法令遵守体制を構築しています。

そして、倫理法令遵守体制が適正に機能しているかどうかの監査を内部監査部門が行い、必要がある場合、提言・改善要請を行っています。



■ 国内・海外グループ会社との連携

アンリツは従来より、アンリツグループとしてのコンプライアンス体制の整備を進めています。具体的には、コンプライアンス推進の指針である「行動規範」を作成し、国内グループ全体で共有しているほか、グループ会社からも企業倫理推進委員会に参加し、コンプライアンス推進イベントや各種教育もグループ全体で実施しています。また、海外グループ会社についても国により法律が異なるため国内アンリツグループの行動規範とは異なりますが、各国により異なる法制度・文化・慣習などについて現地対応させた行動規範を作成しています。行動規範の要素を記した「アンリツグループの一員としての心得」を配付し、常に身近に置き、行動のよりどころとしています。

■ 海外法人との連携

法務部や法令に関連する委員会は、担当分野ごとに海外グループ各社の担当者とグローバル委員会を原則年1回開催し、グローバルな倫理法令遵守を推進しています。

- 法務部：Global Compliance Committeeを開催
- 環境管理委員会：Global Environment Management Meetingを開催
- 情報管理委員会：Global IT Committeeを開催
- 輸出入管理委員会：Global Export Control Committeeを開催
- 内部統制委員会：Global Internal Control Committeeを開催

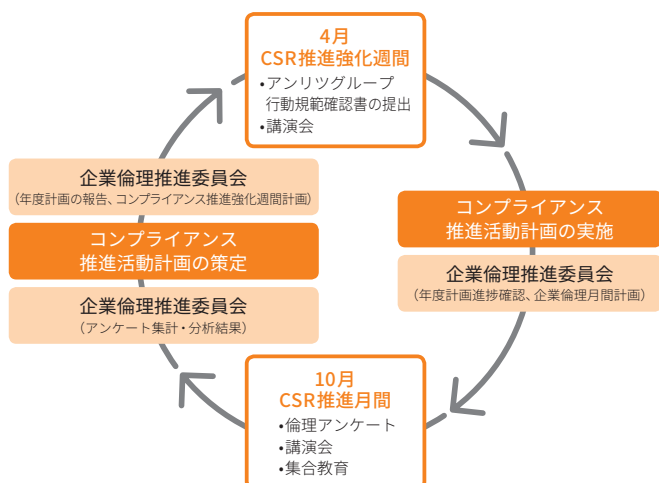
また、海外法人からアクセス可能な英語表示の法務部サイトを立ち上げ、サイトには国内と同様にさまざまなコンプライアンス違反事例を具体的に例示したケーススタディシートを、英語版と中国語版(2種)の計3種類を掲載し、中国地区での啓発活動や教育に利用できるように支援を行いました。2015年度は、贈収賄防止に関するグローバル規程などのコンテンツを掲載し、中国のみならず全世界のアンリツグループ社員が利用しています。

▶ 企業倫理推進委員会と継続的な改善活動(年間活動)

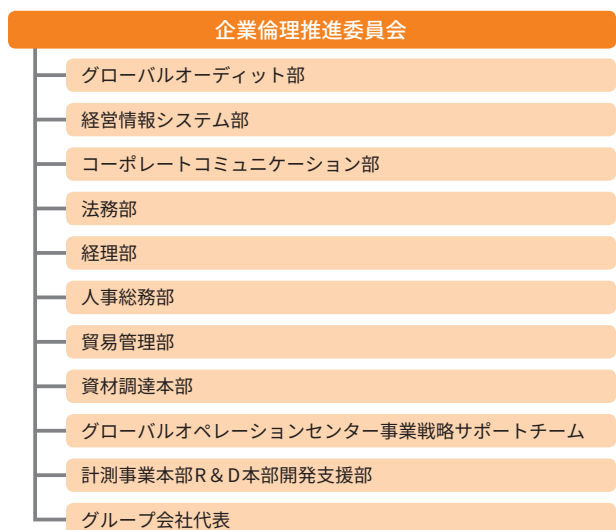
国内アンリツグループでは、各企業倫理関係部門とグループ会社の代表で構成される企業倫理推進委員会を設置し、国内アンリツグループのコンプライアンス推進活動を企画・支援・実施しています。10月の「CSR推進月間」では、企業倫理アンケートを実施し、そのアンケート結果を踏まえて各組織が次年度の活動計画を策定します。

各組織は、活動計画に基づき、それぞれが改善活動を実施します。そして、一年後に実施されるアンケートにて効果の確認を行い、コンプライアンス活動の継続的な改善を図っています。

▶ コンプライアンス推進活動



▶ 企業倫理推進委員会構成部門



コンプライアンス推進活動

■ 「CSR推進強化週間」と「CSR推進月間」

毎年、4月中旬を「CSR推進強化週間」、10月を「CSR推進月間」と設定し、国内アンリツグループ社員のコンプライアンス意識を向上させるために、有識者や外部講師による講演会、企業倫理推進担当部門による研修、集合教育や訓練を実施しています。「CSR推進強化週間」ではアンリツグループ行動規範の確認と理解について、国内アンリツグループ社員や派遣社員から確認書の提出を求めています。「CSR推進月間」では国内アンリツグループの社員と派遣社員、取引先さまなどを対象に企業倫理アンケートを実施し、コンプライアンス推進活動の有効性確認や各組織での課題抽出・改善につなげています。アンケートから分析・考察・検討された結果は、各組織の執行役員や経営者へフィードバックされ、今後のコンプライアンス推進活動計画の策定などに活かされます。

- アンリツグループ行動規範の確認書提出
- 階層別教育(新入社員・新任幹部職など)
- 各委員会・部門による個別・専門教育
- 有識者や外部講師による講演会(年1～2回)
- ケーススタディを用いた部門内啓発活動
- ビデオ・DVDの貸出

■ 贈収賄防止に向けた取り組み

ビジネスをグローバルに展開するアンリツグループは、贈収賄などの腐敗を防止することはコンプライアンス上の最重要課題と認識し防止に取り組んでいます。

贈収賄防止は世界共通の重要な問題です。特に米国や英国で制定された贈収賄防止に関する法律は、自国内にとどまらず、いわゆる域外適用を含む厳しい法律として制定されています。

アンリツグループはすでに行動規範の中で、贈賄の禁止を謳っていますが、一層の徹底と意識を定着させるために、2012年4月に「アンリツグループ贈賄防止方針」を制定し、国内・海外のアンリツグループへ贈賄禁止の周知徹底を行いました。また、2014年度に引き続き、2015年度も国内・海外のアンリツグループ内の営業、マーケティング、資材部門員およびその他の部門の部長以上の社員約1,450名(国内750名、国外700名)を対象にした贈収賄防止WBT(Web based Training)を実施し、国内・海外アンリツグループ内での贈収賄防止のための教育を徹底して行っています。2014年度、2015年度ともに、受講率100%を達成しており、今後とも継続する予定です。

さらに、2015年度には、贈収賄防止を徹底するために、コンサルタントの協力を得て、グローバルスタンダードに準拠した“Anritsu Group Anti-Bribery and Corruption Rules”を制定し、2016年4月1日より運用を開始しました。これはアンリツグループ贈収賄防止方針を補足するもので、具体的な手続きに落とし込んだ規程です。本規程に基づく具体的な活動としては、リスクの高い、「接待・贈答等に関する事前承認」と「代理店等の第三者と新規契約を行う場合のDue Diligence」に焦点をあてています。事業活動を行う地域の特性を加味して規程を現地化した上で、それらの防止活動を地域ごとに行います。グループCEOより地域ごとに任命されたAnti-Bribery & Corruption Officerが中心となり、Face to Faceによる“Anritsu Group Anti-Bribery and Corruption Rules”教育を地域のカンントリーマネージャーなどのキーパーソンに対して、2016年4月1日より全アンリツグループで実施しています。

今後については、規程通りに運用されているかのモニタリングと内部監査を徹底的に行うことにより、より実効性のあるものにしていくことを計画しています。



有識者による講演会の様子



教育風景

■ ケーススタディシート(事例集)

日常生活や業務の中で発生した、あるいは発生する可能性のある具体的な事例をピックアップし、注意すべきポイントや解説を簡潔に記したケーススタディシート(事例集)を発行しています。イントラネットへの掲載を行い、各組織の教育啓発ツールとして活用しています。

2016年3月現在で180の事例を掲載しています。

■ 独占禁止法などの遵守状況と内部監査

公正で自由な営業活動および取引が行われていることを確認するため、営業部門(地方拠点含む)を対象に営業活動状況・受注販売プロセスの内部監査(年1回)を実施しています。監査と同時に、コンプライアンス教育(独占禁止法、下請法、輸出入管理など)も実施しています。

■ ヘルプライン

社内の倫理法令違反の未然防止、より働きやすい職場環境づくりを目指して、内部からの報告・通報・相談を受け付ける社内窓口「ヘルプライン」と、国内では社外窓口(弁護士・産業カウンセラーへの相談窓口および「職場のヘルプライン」)を設けています。また、社内の問題だけでなく生活全般の相談を受け付ける、顧問弁護士による法律相談日(月2回)も設けています。

気軽に相談をしてもらえるように社内の相談窓口とは別に、2012年10月より開設した「職場のヘルプライン」は、アンリツグループと利害関係のない民間企業に窓口業務を委託しており、相談員は全員、産業カウンセラーの資格を持っています。さらに、平日の時間外や休日の相談、英語(受付日制限あり)での相談も受け付けられるため、より相談しやすいヘルプラインとなっています。

社内相談窓口も社外相談窓口も、報告・通報の内容および報告・通報の事実は秘密として取り扱われ、報告・通報者は何らの不利益を受けることはありません。

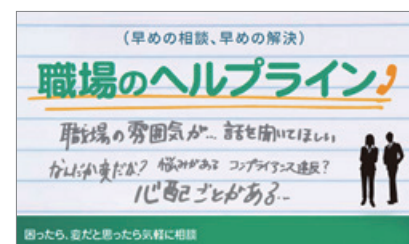
2015年4月～2016年3月までの、相談窓口の相談件数は、以下の通りです。

- ①社外相談窓口「職場のヘルプライン」：6件(電話による相談：4件、メールによる相談：2件)
- ②社内相談窓口「ヘルプライン」：4件(メールによる相談：3件、口頭による相談：1件)
- ③企業倫理アンケートの記載内容から面談：16件

①の相談については、社内への相談や通報を希望しなかったため、アンリツ社員からの相談であっても、相談者の秘密を守るためにアンリツ社内にはその内容は一切知らされませんでした。

②の社内相談窓口「ヘルプライン」への相談や通報については、まず、相談内容の詳細を聴くために相談者に面談を申し入れ、面談を行いました。面談時には相談者の話をじっくりと聴き、その場で相談内容の是非を判断するのではなく、相談者と一緒に解決方法を考えていくというスタンスで臨み、それぞれの相談内容に対応しています。

③は、多くは相談という形ではありませんが、企業倫理アンケートには会社、組織、人、環境、セキュリティなどさまざまなコンプライアンスに違反するようなことへのコメントが無記名または記名で寄せられます。記名の場合には、そのコメントを記載した人に、詳細内容を聴くために面談を申し入れ、了解を得られれば面談を行います。



職場のヘルプライン周知カード

面談は先に書いたように、相談者と一緒に解決方法を考え、それぞれの相談内容に対応します。

①②③の場合、いずれの場合も、相談・通報者の秘密は厳守され、相談したことにより不利益を被らないように配慮しています。また、相談内容から関係者に話を聴くことがありますが、相談・通報者と同様に、関係者の秘密は厳守され、不利益を被ることはありません。

社内外の相談窓口体制の整備や構築といったハード面の充実だけでなく、社内の相談窓口担当者が実際に相談者と面談することを想定し、ロールプレイをメインとした相談窓口担当者スキルアップ研修を実施し、相談員の教育も行っています。

■ 輸出管理

アンリツの計測器はハード、ソフトともに最先端のテクノロジーが詰め込まれており、利用方法によっては、大量破壊兵器を開発している国家やテロリストに悪用される可能性があります。アンリツは、輸出入管理を7つの主要リスクの一つとして定めるとともに、国際社会における平和と安全の維持に貢献するため、厳格かつ適正に手続きしています。

輸出入管理委員会を中心として、グローバルでの輸出入に対応する人員体制を構築し、安全保障輸出管理規程（コンプライアンス・プログラム）や特定輸出管理規程など独自のグローバルな管理規程を策定しています。また、効率的にリスク管理と審査を行う情報システムを整備しています。

アンリツの輸出管理体制が高く評価され、国際貿易セキュリティ確保と円滑化の両立を目指した「AEO (Authorized Economic Operator) 制度」の認定を受け、経済産業省から特別一般包括許可証を取得しており、円滑な輸出の実現という実益も得ています。

今後も、国際的な安全保障の実現に寄与する厳格な管理と、お客さまのご要望に対する迅速な対応を両立させ、取り組みの継続的な改善・強化を図っていきます。



税関に認められたAEO (Authorized Economic Operator) 制度のシンボルマーク

■ 輸出管理手続きの厳格化と効率化の両立に注力

安全・安心なグローバル社会の実現に貢献するとともに、社会やお客さまの求める商品をより早く、より確実に届けるには、貿易コンプライアンスの徹底と輸出管理業務の効率化の両立が不可欠と考えています。

両立の取り組みの一環として、取引の相手先の国や製品によってリスクを区分し、濃淡管理を進めています。リスクの低い取引ではITシステムによって手続きの迅速化を図る一方で、リスクの高い取引は詳細な調査のうえ、統括責任者による特別審査を行っています。これらの業務をグローバルな貿易管理ルールのもとで遂行し、監査を実施して実効性を高めるとともに、年1回、グローバル会議を開催して、課題の共有・解決を図っています。

今後も、社会やお客さまからの信頼を今まで以上に確かなものにするために、輸出管理手続きの厳格化と効率化の両立に注力していきます。